

## 職員の勤務労働条件について（事務折衝）

令和 5 年 4 月 21 日（金）

局 側：環境局総務部職員課担当係長

組合側：大阪市従業員労働組合環境事業支部 書記長

（局 側）

今般、城北環境事業センターの職員 2 名について、月間の時間外労働時間が 30 時間を超える見込みであることから、「時間外労働および休日労働に関する協定書」第 6 条に基づく延長労働時間に係る特別条項の適用準備を考えているので、よろしく願いしたい。

（組合側）

当該職員に関する延長労働時間の特別条項適用準備について、承知した。

なお、管理監督者においては、今後とも適切な業務執行管理を行い、時間外労働の縮減に努められたい。

また、やむを得ず時間外労働を実施する場合には、職員の健康状態に十分配慮した上で就労させるよう、今一度求めておく。

（局 側）

適切な業務執行管理及び時間外労働の縮減については、引き続き管理監督者に要請するとともに、職員の健康状態についても、今後とも十分に配慮していきたい。